

農の雇用ステップアップ支援事業実施要領

第1 趣旨

昨今の経済情勢の悪化、田舎暮らしや定年帰農へのニーズの高まり等の影響により、従来からの後継者就農以外にIJUターンによる就農、農業法人等への就職等、就農形態が多様化している。

新規就農者の場合、未熟な技術により収量・品質低下を招きやすいことから、就農初期の技術習得は極めて重要であり、農業法人等での実践的な研修体制の整備が必要である。

また、降雪の多い地域等では農業と他産業との連携による通年雇用の確保も模索されており、優秀な人材の獲得や、県内食品加工業者等が農業に参入する足がかりとなることが期待される。

このため、新規就農者及び新規就業者の育成・確保のために農業分野の実践研修を実施する農業法人、農業者及び作業受託を行う事業体等（以下「農業法人等」という。）並びに食品加工業者に対する支援を総合的かつ一体的に行うものとする。

第2 目的

農業法人等において将来の担い手となる新規就農者及び農業参入に向けて新たに農業に従事する食品加工業者の新規就業者等を育成・確保するため、新規就農者及び食品加工業者の新規就業者の早期技術習得を目的として、農業分野の研修費の助成を行う。

第3 事業の内容

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、それぞれの事業種類、事業内容、事業実施主体、研修実施主体の要件、研修生の要件、対象経費及び助成額上限は、別表に掲げるとおりとする。

1 新規就業者早期育成支援事業

別記1のとおり

2 未来を託す農場リーダー育成事業

別記2のとおり

3 農業コラボ研修事業

別記3のとおり

第4 推進体制

地域の実情に即し、本事業の円滑かつ適正な推進を図るため、市町村、農業協同組合、農業委員会、所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）その他関係機関は、研修実施計画の作成支援及び実施状況の確認並びに研修生の定着への助言・指導に努めるものとする。

第5 助成措置

県は、予算の範囲内において、別表に掲げる経費について助成を行うものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年3月5日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年8月17日に改正し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年2月25日に改正し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月27日に改正し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年8月27日に改正し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年10月18日に改正し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成23年2月23日に改正し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月24日に改正し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成23年12月26日に改正し、平成23年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成23年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成24年3月30日に改正し、平成24年度事業から適用する。

ただし、平成24年3月31日以前に開始した研修及びその継続研修はなお従前の例による。

改正前の鳥取県版農の雇用支援事業実施要領に規定するに定める就農研修支援事業、鳥取へIJU！アグリスタート研修支援事業は、本要領による採択されたものとみなし本要領別記1の第3の1及び別記3の第3の1の規定を適用するものとする。

附 則

この要領は、平成24年7月9日に改正し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成24年12月26日に改正し、平成24年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成24年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日に改正し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年2月28日に改正し、平成25年度事業から適用する。

ただし、研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成25年11月以降の助成について適用し、対象経費は平成26年2月以降に研修を開始した者から適用する。

附 則

この要領は、平成26年3月31日に改正し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年10月29日から施行し、平成26年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成26年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(上限額に関する規定の適用)

2 改正後の鳥取県新規就農者育成支援事業実施要領の規定中の助成金の研修生1人当たりの上限額に関する部分は、平成27年3月12日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年11月13日から施行し、平成27年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成27年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月6日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成28年12月12日から施行し、平成28年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成28年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成29年5月26日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年7月27日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成29年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月13日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月18日から施行し、平成30年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成30年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月28日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月17日から施行し、令和元年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、令和元年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、令和2年3月12日から施行し、令和2年度事業から適用する。

なお、令和元年度以前に鳥取県農業会議から承認を受け助成期間中の研修実施計画、及び鳥取県農業会議へ提出され支払いが未完了の助成金交付申請書等は、令和2年度以降、鳥取県農業農村担い手育成機構へ引き継がれるものとする。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年7月9日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

ただし、この通知による改正前の農の雇用ステップアップ支援事業実施要領に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例による。

別記1 新規就業者早期育成支援事業

第1 事業内容

鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「担い手機構」という。）が、就農意欲のある若者等多様な人材の農業法人等への就業を促進し、農業の担い手として定着していくために実施する以下の事業に対して支援を行う。

1 研修実施支援

農業法人等が本事業の対象となる就農希望者（以下「研修生」という。）に対して農業就業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する次に掲げる研修に対する助成を行う事業。

- （1）農業法人等における職場内での職務遂行に関する実践研修
- （2）税理士、マーケティング等の専門家等を招へいして行う専門研修
- （3）取引先、農業経営先進地等の現地調査、講義等の研修
- （4）研修指導者等が人材育成や労務管理等の知識を習得するための研修

2 農業就業体験支援

農業法人等が研修生を就業前に実施する事前就業体験に対する助成を行う事業。

3 事業運営

（1）確認・調整等

本事業を適切かつ円滑に実施するため、研修実施状況の確認、農業法人等及び研修生に対する指導・助言及び両者の調整を行う。

（2）審査・選考

審査基準に従い、事業実施農業法人等及び研修生の審査・選考を行う。

第2 農業法人等の研修実施計画及び経営計画

1 研修実施計画及び経営計画（以下、「計画」という。）の作成

研修生に対して就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行い、本事業による助成を受けようとする農業法人等は研修実施計画書及び経営計画書を作成し、担い手機構に提出する。

2 計画の審査

担い手機構は、審査基準を定めることとし、その基準に従って審査会を設け、計画を審査するものとする。

3 計画の承認及び審査結果の報告

担い手機構は、審査の結果、適当と認める研修実施計画書を作成した農業法人等に研修実施計画承認通知書を交付するとともに、研修実施計画書の審査結果を知事に報告しなければならない。研修実施計画書が適当と認められない場合は、当該農業法人等に農の雇用事業の審査結果通知書を交付するものとする。

4 計画の変更

農業法人等は、計画に変更がある場合には、計画書を変更し、担い手機構に提出しなければならない。

第3 研修実施に対する助成

1 助成期間

- （1）本事業は知事が別に定める期間に開始した研修を助成の対象とし、助成期間は各研修生ごとに最初に承認された研修実施計画の研修開始日から3か月以上24か月以内とする。ただし、研修生を継続雇用し、研修生1人当たり概ね300万円の所得向上を目指すために3年目の研修助成が

必要と認めた法人等に限り最大 36 か月とする。

- (2) 他の経営体で雇用され本事業に採択された者並びに本要領別記 3 の農林水産コラボ研修支援事業、鳥取県新規就農者育成支援事業費等補助金交付要綱（平成 24 年 3 月 23 日付第 201100190513 号鳥取県農林水産部長通知）の市町村農業公社等就農研修支援事業、アグリスタート研修支援事業、農業大学校の実施する先進農家実践研修で採択された者並びに農業次世代人材投資資金（準備型）及び青年就農給付金（準備型）（以下「準備型」という。）の交付を受けて研修していた者を雇用する場合については、それぞれの事業に採択され助成を受けた研修期間を、本事業で経過した研修期間とみなし、助成期間を短縮する。ただし、農業大学校で準備型の交付を受けた場合はこの限りではない。

2 助成対象経費

別表の対象経費欄に定めるとおり

3 助成額

- (1) 新規就業者への研修実施に対する助成

ア 助成月額、1 年目 168,900 円／月、2 年目 97,000 円／月と当該月に支払われた給与（住居手当及び通勤手当を除く。）及び労働保険料等（雇用主負担分）の合計額のいずれか低い額とする。ただし、全国農業会議所が実施する「農の雇用事業」（以下、国版「農の雇用事業」という。）による助成を受けた場合、助成月額から国版「農の雇用事業」の助成額を除いて算出する。また、3 年目の研修については 50,000 円／月と研修に要した経費のいずれか低い額とする。ただし、国版「農の雇用事業」の対象となる場合は、本事業の 3 年目単価による助成は行わないものとする。

1 (2) に該当する場合、研修期間経過後の助成月額で算出するものとする。

- (2) 指導者研修費

36,000 円／12 か月（最大 24 か月）

- (3) (1) 及び (2) の 12 か月の合計額は、研修生 1 人に対し 1 年目 2,062,800 円、2 年目 1,200,000 円を上限とする。

- (4) 新規就農希望者の定着率向上のための体験受入に要する経費

研修生 1 人当たり 1 回 2 万円

- (5) 新規就業者に支払う手当等に対する助成

月額 33,000 円

4 助成金の交付申請手続き

- (1) 研修記録簿の記帳、帳簿、農業就業体験実施状況報告書兼助成金交付申請書の写しの提出

農業法人等は助成金交付申請書、研修記録簿及び帳簿の写しを、研修開始後予算区分毎に担い手機構に提出するものとする。研修記録簿には、研修実施日、研修内容、研修生の疑問点、課題、所感の内容に対する対応及び指導結果等研修の内容を記録するとともに、帳簿等に記載した外部講師謝金、旅費、雇用保険、労働災害保険料、指導者研修費の領収書等を研修実施後 5 年間保存するものとする。

なお、農業就業体験を実施した農業法人等は、農業就業体験実施状況報告書兼助成金交付申請書を、研修開始後第一回目の助成金交付申請書提出に併せて担い手機構に提出するものとする。

- (2) 研修助成金、農業就業体験助成金の交付決定及び助成金の交付

担い手機構は、農業法人等から研修終了報告書及び関係書類、農業就業体験実施状況報告書兼助成金交付申請書を受理した場合は、内容を確認し、研修助成金を決定の上、研修助成金（農業就業体験助成金）交付決定通知書により当該農業法人等に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

5 助成金の返還

担い手機構は、次の場合には、助成金の一部又は全部を返還させ、又は助成金の一部又は全部を交付しないものとする。

- (1) 研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合
- (2) 著しく研修の効果が認められない場合
- (3) 農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。）
- (4) 複数の研修生を雇用する農業法人等が3年目の採択を受け、その後、一部の者の研修を中止した場合（研修生の退職に係る事由が農業法人等の責めに帰さない理由であって、退職した日の翌日から起算して2か月以内に他者をもって職員の補充を行い、事業対象期間中の雇用を継続する場合を除く。）
- (5) 本要領及び助成金の交付条件に違反した場合
- (6) 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められた場合

6 研修の中断・中止の場合

- (1) 農業法人等は研修の中断又は中止が必要となった場合は、1か月以内に担い手機構にその旨を報告するものとする。
- (2) 担い手機構は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合又はその報告を受けた場合は、速やかに事態の概要を把握するとともに、必要に応じて農業法人等に対して指導・助言及び調整を行うものとする。

ア 研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合

イ 農業法人等に研修継続の意志がないと認められる場合

ウ 研修期間中に傷病その他の事由により研修の中断又は中止が必要となったと認められる場合

エ アからウに掲げるもののほか担い手機構が、研修の中断又は中止がやむを得ないと認める事由が発生した場合

- (3) 担い手機構は、研修の中断又は中止が適当と判断した場合は、農業法人等に対し研修中止決定通知書により通知するとともに、これに基づく所定の手続きを行うものとする。
- (4) 研修期間の途中で事業実施を断念した場合は、研修を終了した期間に応じて助成金を交付するものとし、助成金は提出された研修記録簿により算出するものとする。
- (5) 研修生の傷病等による一時中断については、2か月以内に研修を再開する場合は、中断した日数と同じ日数分の期間を延長して研修を実施することができるものとするが、2か月を超えて中断した場合には、中断が始まった日をもって中止とする。
- (6) 研修生が労働基準法第65条第1項又は第2項に定める産前産後休暇を取得し、研修を中断したときは、(5)とは別に産前産後休暇により中断した日数と同じ日数分の期間を延長して研修を実施することができる。
- (7) 天災その他事業実施農業法人等及び研修生の責めに帰さない事情により、2か月を超える中断がやむを得ないと担い手機構が認める場合については、(5)によらず中断した日数分の期間を延長して研修を実施することができる。

第4 関係帳簿の整備

農業法人等は、労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿等を整備するものとし、担い手機構の求めに応じて提出するものとする。

第5 その他

担い手機構は、研修実施計画書などの事業実施に必要な様式を別に定め、事業を実施することとする。

別記2 未来を託す農場リーダー育成事業

第1 事業内容

鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「担い手機構」という。）が、就農意欲のある若者等多様な人材の農業法人等への就業を促進し、農業の担い手として定着していくために実施する以下の事業に対して支援を行う。

1 研修実施支援

農業法人等が本事業の対象となる就農希望者（以下「研修生」という。）に対して農業就業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する次に掲げる研修に対する助成を行う事業。

- （1）農業法人等における職場内での職務遂行に関する実践研修
- （2）税理士、マーケティング等の専門家等を招へいして行う専門研修
- （3）取引先、農業経営先進地等の現地調査、講義等の研修
- （4）研修指導者等が人材育成や労務管理等の知識を習得するための研修

2 事業運営

（1）確認・調整等

本事業を適切かつ円滑に実施するため、研修実施状況の確認、農業法人等及び研修生に対する指導・助言及び両者の調整を行う。

（2）審査・選考

審査基準に従い、事業実施農業法人等及び研修生の審査・選考を行う。

第2 農業法人等の研修実施計画

1 研修実施計画（以下、「計画」という。）の作成

研修生に対して就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行い、本事業による助成を受けようとする農業法人等は研修実施計画を作成し、担い手機構に提出する。

2 計画の審査及び審査結果の報告

担い手機構は、提出された計画を審査し、審査の結果、適当と認める研修実施計画書を作成した農業法人等に研修実施計画承認通知書を交付するとともに、研修実施計画書の審査結果を知事に報告しなければならない。研修実施計画書が適当と認められない場合は、当該農業法人等に審査結果通知書を交付するものとする。

3 計画の変更

農業法人等は、計画に変更がある場合には、計画書を変更し、担い手機構に提出しなければならない。

第3 研修実施に対する助成

1 助成期間

- （1）本事業は知事が別に定める期間に開始した研修を助成の対象とし、助成期間は各研修生ごとに最初に承認された研修実施計画の研修開始日から3か月以上24か月以内とする。ただし、研修生が24か月の研修が終了するまでに農業技術検定2級の学科試験に合格した場合は当該研修生につき最大36か月とする。
- （2）過去に下表の事業及び研修制度等に採択されていた者を雇用する場合については、それぞれの事業に採択され助成を受けた研修期間を、本事業で経過した研修期間とみなし、助成期間を短縮する。ただし、過去に助成を受けて行った研修の営農類型（耕種・畜産の別）が本事業で新たに従事する農業の営農類型と異なる場合はこの限りではない。

国事業	県事業
農の雇用事業 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業	農の雇用ステップアップ支援事業 鳥取県版農の雇用支援事業 ※県産農林水産物加工業者雇用支援事業を除く
農業次世代人材投資資金（準備型） 青年就農給付金（準備型） 就職氷河期世代新規就農促進事業 ※農業大学校の養成課程及びスキルアップ研修で交付を受けた場合を除く。	市町村農業公社等就農研修支援事業 アグリスタート研修支援事業 農業大学校の実施する先進農家実践研修

2 助成対象経費

別表の対象経費欄に定めるとおり

3 助成額

（1）新規就業者への研修実施に対する助成

助成月額、上限 97,000 円／月（※）とする。

※令和 2 年度以降採択の研修生が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等（以下「多様な人材」という。）である場合、1 年目及び 2 年目に限り上限 122,000 円/月。ただし、研修生が農業法人等の代表者の親族（3 親等以内）である場合を除く。

（2）指導者研修費

36,000 円／12 か月（最大 24 か月）

（3）（1）及び（2）の 12 か月の合計額は、研修生 1 人に対し 1 年目及び 2 年目 1,200,000 円

（※）を上限とする。

※令和 2 年度以降採択の研修生が多様な人材である場合、1,500,000 円。ただし、研修生が農業法人等の代表者の親族（3 親等以内）である場合を除く。

4 助成金の交付申請手続き

（1）研修記録簿の記帳、帳簿の写しの提出

農業法人等は助成金交付申請書、研修記録簿及び帳簿の写しを、研修開始後予算区分毎に担い手機構に提出するものとする。研修記録簿には、研修実施日、研修内容、研修生の疑問点、課題、所感の内容に対する対応及び指導結果等研修の内容を記録するとともに、帳簿等に記載した外部講師謝金、旅費、雇用保険、労働災害保険料、指導者研修費の領収書等を研修実施後 5 年間保存するものとする。

（2）研修助成金の交付決定及び助成金の交付

担い手機構は、農業法人等から研修終了報告書及び関係書類を受理した場合は、内容を確認し、研修助成金を決定の上、研修助成交付決定通知書により当該農業法人等に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

5 助成金の返還

担い手機構は、次の場合には、助成金の一部又は全部を返還させ、又は助成金の一部又は全部を交付しないものとする。

（1）研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合

（2）著しく研修の効果が認められない場合

（3）農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。）

（4）本要領及び助成金の交付条件に違反した場合

(5) 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められた場合

6 研修の中断・中止の場合

- (1) 農業法人等は研修の中断又は中止が必要となった場合は、1か月以内に担い手機構にその旨を報告するものとする。
- (2) 担い手機構は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合又はその報告を受けた場合は、速やかに事態の概要を把握するとともに、必要に応じて農業法人等に対して指導・助言及び調整を行うものとする。
 - ア 研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合
 - イ 農業法人等に研修継続の意志がないと認められる場合
 - ウ 研修期間中に傷病その他の事由により研修の中断又は中止が必要となったと認められる場合
 - エ アからウに掲げるもののほか担い手機構が、研修の中断又は中止がやむを得ないと認める事由が発生した場合
- (3) 担い手機構は、研修の中断又は中止が適当と判断した場合は、農業法人等に対し研修中止決定通知書により通知するとともに、これに基づく所定の手続きを行うものとする。
- (4) 研修期間の途中で事業実施を断念した場合は、研修を終了した期間に応じて助成金を交付するものとし、助成金は提出された研修記録簿により算出するものとする。
- (5) 研修生の傷病等による一時中断については、2か月以内（研修生が障がい者の場合は6か月。以下同じ）に研修を再開する場合は、中断した日数と同じ日数分の期間を延長して研修を実施することができるものとするが、2か月を超えて中断した場合には、中断が始まった日をもって中止とする。
- (6) 研修生が労働基準法第65条第1項又は第2項に定める産前産後休暇を取得し、研修を中断したときは、(5)とは別に産前産後休暇により中断した日数と同じ日数分の期間を延長して研修を実施することができる。
- (7) 天災その他事業実施農業法人等及び研修生の責めに帰さない事情により、2か月を超える中断がやむを得ないと担い手機構が認める場合については、(5)によらず中断した日数分の期間を延長して研修を実施することができる。

第4 関係帳簿の整備

農業法人等は、労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿等を整備するものとし、担い手機構の求めに応じて提出するものとする。

第5 その他

担い手機構は、研修実施計画書などの事業実施に必要な様式を別に定め、事業を実施することとする。

別記3 農業コラが研修事業

第1 事業内容

農業経営体が年間を通じた所得確保のために地域産業との連携を模索するなどの取組を実施する場合や食品加工業者等が農業法人等と連携しながら農業に進出する場合の人材育成の取組に対して支援を行う。

1 研修実施支援

県は、農業法人及び食品加工業者等（以下「研修実施事業者」という。）が本事業の対象となる新規就業者（以下「研修生」という。）に対して、就業に必要な技術等を習得させるために実施する次に掲げる研修に対し、助成を行うものとする。

- （1）研修実施事業者の職場内での研修に加えて、研修生を他の事業所へ派遣して実施する実践研修
- （2）税理士、マーケティング等の専門家等を招へいして行う専門研修
- （3）取引先、先進地等の現地調査、講義等の研修

第2 農業法人等、食品加工業者等の研修実施計画

1 研修実施計画の作成

研修実施事業者は、研修生に対して就業に必要な技術等を習得させるための研修を行い、本事業による助成を受けようとする場合、研修実施計画書（1年目は別記3様式第1号、2年目は別記3様式第1－2号）を作成し、知事に提出するものとする。

2 研修実施計画の承認

知事は、研修実施計画書の提出があったときには、計画を審査し、適当と認めたときには研修実施計画承認通知（別記3様式第2号）により研修実施事業者に通知するとともに、研修実施計画が適当と認められないときは、当該研修実施事業者に対して審査結果通知（別記3様式第3号）により通知するものとする。

3 研修実施計画の変更

研修実施事業者は、研修実施計画に変更がある場合は、研修実施計画を変更しなければならない。

4 研修の中断・中止等の扱い

- （1）県は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合又は研修実施事業者から研修の中断若しくは中止が必要になった旨の報告を受けた場合は、速やかに事態の概要を把握するとともに、必要に応じて研修実施事業者に対して指導・助言及び調整を行うものとする。
 - ア 研修実施計画に即した研修が行われていない認められる場合
 - イ 研修実施事業者に研修継続の意志がないと認められる場合
 - ウ 研修期間中に研修生の傷病その他の事由により研修の中断又は中止が必要となったと認められる場合
 - エ その他農林水産部長が、研修の中断又は中止がやむを得ないと認める事由が発生した場合
- （2）知事は、研修の中断又は中止が適当と判断した場合は、研修実施事業者に対し研修中止決定書（別記3様式第4号）を通知するとともに、これに基づく所定の手続きを行うものとする。

第3 研修実施に対する助成

1 助成期間

- （1）本事業は知事が別に定める期間に開始した研修を助成の対象とし、助成期間は承認された研修実施計画の研修開始日から6か月以上12か月以内とする。ただし、研修生を継続雇用し、引き続きの研修助成が必要と認めた研修実施事業者に限り最大24か月とする。

- (2) 過去に下表の事業及び研修制度等に採択されていた者を雇用する場合については、それぞれの事業に採択され助成を受けた研修期間を、本事業で経過した研修期間とみなし、助成期間を短縮する。ただし、過去に助成を受けて行った研修の営農類型（耕種・畜産の別）が本事業で新たに従事する農業の営農類型と異なる場合はこの限りではない。

国事業	県事業
農の雇用事業 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業	農の雇用ステップアップ支援事業 鳥取県版農の雇用支援事業 ※県産農林水産物加工業者雇用支援事業を除く
農業次世代人材投資資金（準備型） 青年就農給付金（準備型） 就職氷河期世代新規就農促進事業 ※農業大学校の養成課程及びスキルアップ研修で交付を受けた場合を除く。	市町村農業公社等就農研修支援事業 アグリスタート研修支援事業 農業大学校の実施する先進農家実践研修

2 助成対象経費

別表の助成対象経費欄の1から2に定めるとおり

3 助成額

別表の助成額上限欄に定めるとおり

4 助成金の返還

県は、次の場合には、助成金の一部又は全部を返還させ、又は助成金の一部又は全部を交付しないものとする。

- (1) 研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合
- (2) 著しく研修の効果が認められない場合
- (3) 研修実施事業者の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。）
- (4) 本通知、助成金の交付条件に違反した場合
- (5) 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められた場合

5 研修の中止・中断の場合

- (1) 研修実施事業者は、研修の中断及び中止が必要となった場合は、速やかに県にその旨を報告するものとする。
- (2) 研修期間の途中で事業実施を断念した場合、研修を終了した期間に応じて助成金を交付するものとし、助成金は提出された研修記録簿（別記3様式第5号）により算出するものとする。
- (3) 研修生の傷病等による一時中断については、2か月以内に研修を再開する場合は、中断した日数と同じ日数分の期間を延長して研修を実施することができるものとするが、2か月を超えて中断した場合には、中断が始まった日をもって中止とする。
- (4) 研修生が労働基準法第65条第1項又は第2項に定める産前産後休暇を取得し、研修を中断したときは、(3)とは別に産前産後休暇により中断した日数と同じ日数分の期間を延長して研修を実施することができる。
- (5) 天災その他事業実施農業法人等及び研修生の責めに帰さない事情により、2か月を超える中断がやむを得ないと農林水産部長が認める場合には、(3)によらず中断した日数分の期間を延長して研修を実施することができる。

第4 研修記録簿の記帳、帳簿の写しの提出

研修実施事業者は、研修記録簿（別記3様式第5号）及び帳簿（別記3様式第6号）の写しを、研修開始後4か月ごとに知事に提出するものとする。研修記録簿には、研修実施日、研修内

容、研修生の疑問点、課題、所感の内容に対する対応及び指導結果等研修の内容を記録するとともに、帳簿等に記載した外部講師謝金、旅費、雇用保険及び労働災害保険料の領収書等を研修実施後5年間保存するものとする。

第5 関係帳簿の整備

研修実施事業者は、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等を整備するものとし、県の求めに応じて提出するものとする。

(別表)

事業種類	事業内容	事業実施主体	研修実施主体の要件	研修生の要件	対象経費	研修生1人あたり上限額
1 新規就業者早期育成支援事業 （平成30年度以前に採択された研修生に限る）	この事業は、新規就農希望者を雇用し、技術習得させるため、OJT研修等の実施を助成する事業とする。	鳥取県農業農村担い手育成機構	本事業の対象となる農業法人等は1、2年目の研修助成については1から11、3年目の研修助成についてはすべてを満たす者とする。 1 農業を営む事業体（農業法人、農業者等）又は農作業受託を行う事業体で助成期間終了後も研修生を継続雇用できる経営内容であること。 2 新たに農業に就く者を正規雇用（パート、季節雇用及びアルバイトを除く。）すること。 3 研修生に就農に必要な技術等を習得させるための研修を行うことができること。 4 研修生に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保するため、研修責任者（経営主本人を含む。）を明確にすること。ただし、研修責任者は農業経験5年以上の者又は認定農業者であること。 5 研修生と雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等（法人の場合は厚生年金、健康保険を含む）に加入させること。 6 常時10人以上の従業員がいる農業法人等にあつては、就業規則を定めていること。 7 過去における雇用及び研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと。 8 研修の実施について、本事業の対象経費と重複する他の助成を受けていないこと。	本事業の対象となる研修生は、次の要件をすべて満たす者とする。 1 就農意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就農する意思がある県内在住者とする。 2 新たに農業法人等に採用される者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。 3 過去の農業就業期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。 4 新たに農業法人等に正社員として採用された者で採用されてから4か月以上12か月未満の者であること。 5 正社員としての採用時の年齢が、65歳未満である者 6 45歳未満である者は原則全国農業会議所が実施する「農の雇用事業」の対象者であること。	1 新規就業者への研修実施に対する助成 (1) 教育研修助成金 農業法人等の指導者が研修生に対し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために指導を行うことへの助成金（1時間あたり上限2,400円※）、就農に必要な各種資格取得に向けた講習費、テキスト購入費、受験料。 ※複数の研修生に対し集合研修を行った場合は研修生の人数で割った金額とする。ただし、集合研修に国版「農の雇用事業」の研修生を含む場合、国版「農の雇用事業」の助成対象となっている研修時間は対象としない。また、研修期間中に1人の指導者が指導できる研修生は、過去に採択した研修生及び国版「農の雇用事業」の研修生を含めて3人までとする。 (2) 外部講師等謝金 研修を実施する農業法人等以外の先進的な農業法人又は専門的な知識を有する者が研修生に対して指導を行う際の謝金 (3) 旅費 研修生に対する研修の実	1 研修助成金 (1) 助成金は、1年目にあつては、1か月につき168,900円、2年目にあつては97,000円とそれぞれ研修生に支払われた給与（住居手当及び通勤手当を除く。）及び労働保険料等（雇用主負担分）の合計額のいずれか低い額（ただし、全国農業会議所が実施する「農の雇用事業」による支援を受けた場合、助成額を除いて算出する。） (2) 3年目の研修については1か月につき50,000円と研修に要した経費のいずれか低い額。 (3) 別記1第3の1(2)に該当する場合、助成金は研修期間経過後の助成月額で算出するものとする。

		9 農業次世代人材投資資金(経営開始型)、就農応援交付金の交付期間中でないこと。 10 本事業を実施した農業法人等において、本事業の研修生として研修実施年度の5か年度前から前年度までに研修を開始した研修生の数が2人以上の場合、原則として農業に従事している研修生の数が、過去に受け入れられた研修生の数の1/2以上であること。ただし、研修生の死亡や天災その他やむを得ない事情であると事業実施主体が認めた場合は、過去に受け入れた研修生から除くことができるものとする。 11 その他鳥取県農業農村担い手育成機構が定める採択基準を満たす者であること。 12 3年目の研修計画を提出する場合は、農業法人等が5年後に研修生1名あたり概ね300万円/年の所得向上が確実であると考えられる計画を有すること。 13 3年目の研修計画を提出する場合は、農の雇用ステップアップ支援事業等の事業に採択された研修生全員(自己都合退職者を除く。以下、「研修生全員」という。)を対象とすること。ただし、継続雇用している研修生全員を含めた経営計画書(5年後に研修生1名あたり概ね300万円/年の所得向上が確実であると考えられること。)の承認を受ける場合に限り、研修生全員の一部を対象とすることができる。		施に必要な交通費 (4)雇用保険料、労働者災害補償保険料等 研修実施に当たって研修生を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料及び傷害保険料、厚生年金保険料、健康保険料等 2 指導者研修費 農業法人等の研修指導者等が人材育成や労務管理等の知識を習得するため、専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金、テキスト購入費、研修に必要な交通費 3 新規就農希望者の定着率向上のために、正規雇用前の一定期間(1週間(休日二日以内)以上)体験受入した農業法人等に対する経費 4 新規就業者に支払う手当等に対する助成 (1)住居手当 新規就業者が住居を賃借している場合に、農業法人等が新規就業者に対して支払う住居手当 (2)通勤手当 規就業者が通勤の際に公共交通機関、自動車等を	2 指導者研修費 (1)指導者研修費上限額36,000円/12か月(最大24か月) (2)1及び2(1)の12か月の合計額は、研修生1人に対し1年目2,062,800円、2年目1,200,000円を上限とする。 3 体験受入 研修生1人当たり上限額1回2万円 4 手当等 月額33,000円(上限)
--	--	---	--	--	--

					利用している場合に、農業法人等が新規就業者に対して支払う通勤手当 5 事業運営経費 賃金、指導旅費、振込手数料及び郵送料等	
2 未来を託す農場リーダー育成事業	この事業は、新規就農希望者を雇用し、技術習得させるため、OJT研修等の実施を助成する事業とする。	鳥取県農業農村担い手育成機構	本事業の対象となる農業法人等は1、2年目の研修助成については1から17、3年目の研修助成についてはすべてを満たす者とする。(ただし、令和元年度に採択された農業法人等にあつては14～16を除く。) 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者等)又は農作業受託を行う事業体で、助成期間終了後も研修生を継続雇用すること。 2 新たに農業に就く者を正規雇用(パート、季節雇用及びアルバイトを除く。)すること。年間を通じた平均の所定労働時間が週35時間(研修生が障がい者の場合は20時間)以上であること。 3 研修生に就農に必要な技術等を習得させるための研修を行うことができること。 4 研修生に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保するため、研修責任者(経営主本人を含む。)を明確にすること。ただし、研修責任者は農業経験5年以上の者又は認定農業者であること。 5 研修生と期間の定めのない雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等(法人の場合は厚生	本事業の対象となる研修生は、次の要件をすべて満たす者とする。 1 就農意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就農する意思がある県内在住者とする。 2 新たに農業法人等に採用される者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。 3 過去の農業就業期間が原則5年未満(過去に従事した農業の営農類型(耕種・畜産の別)が本事業で従事する営農類型と異なる場合にはこの限りでない)等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。 4 新たに農業法人等に正社員として採用された者で、研修開始時点で正社員として採用されてから4か月以上12か月未満の者であること。 5 正社員としての採用時の年齢が、65歳未満である者 6 年齢要件を除き、原則、国版「農の雇用事業」等の法人等就業研修生の要件を満たすこと。ただし国版「農の雇用事業」等に採択され助成対象となった期間は、本事業の助成対象期間	1 新規就業者への研修実施に対する助成 (1) 教育研修助成金 農業法人等の指導者が研修生に対し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために指導を行うことへの助成金(1時間あたり上限2,400円※)、就農に必要な各種資格取得に向けた講習費、テキスト購入費、受験料。 ※複数の研修生に対し集合研修を行った場合は研修生の人数で割った金額とする。ただし、集合研修に国版「農の雇用事業」等の研修生を含む場合、国版「農の雇用事業」等の助成対象となっている研修時間は対象としない。 また、研修期間中に1人の指導者が指導できる研修生は、過去に採択した研修生及び国版「農の雇用事業」等の研修生を含めて3人までとする。 (2) 外部講師等謝金 研修を実施する農業法人	1 研修助成金(上限額) 月額97,000円 ※令和2年度以降採択の研修生が多様な人材である場合、1年目及び2年目に限り122,000円。ただし、研修生が農業法人等の代表者の親族(3親等以内)である場合を除く。

		年金、健康保険を含む)に加入させること。 6 常時 10 人以上の従業員がいる農業法人等にあつては、就業規則を定めていること。 7 研修生に対する給与が最低賃金を下回っていないこと。ただし、研修生が障がい者であり、最低賃金の減額の特例許可を受けている場合を除く。 8 過去における雇用及び就農者育成に係る研修に関して、法令や事業要件に抵触する等のトラブルがないこと(既に是正され1年を経過している場合を除く)。また、本事業の申請時点において返還すべき助成金がないこと。 9 研修の実施について、全国農業会議所が実施する「農の雇用事業」及び就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下、「国版『農の雇用事業』等」という）など本事業の対象経費と重複する他の助成を受けていないこと。 10 農業次世代人材投資資金(経営開始型)、就農応援交付金の交付期間中でないこと。 11 本研修開始年度の5か年度前から前年度までに、国版「農の雇用事業」等、新規就農者早期育成支援事業及び本事業の研修を開始した研修生（以下、「過去に受け入れた研修生」という）の数が2人以上の場合、原則として農業に従事している研修生の数が、過去に受け入れた研修生の数の1／2以上である	から除く。 7 研修生が農業法人等の代表者の親族(3親等以内)であっても、雇用保険に加入させる場合には対象と出来るものとする。ただし、経営継承を前提としており鳥取県親元就農促進支援交付金の支援対象となる場合には、当該交付金の活用を優先すること。	等以外の先進的な農業法人又は専門的な知識を有する者が研修生に対して指導を行う際の謝金 (3)旅費 研修生に対する研修の実施に必要な交通費 (4)雇用保険料、労働者災害補償保険料 研修実施に当たって研修生を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料 2 指導者研修費 農業法人等の研修指導者等が人材育成や労務管理等の知識を習得するため、専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金、テキスト購入費、研修に必要な交通費 3 事業運営経費 賃金、指導旅費、振込手数料及び郵送料等	2 指導者研修費 (1)指導者研修費上限額 36,000 円／12 か月(最大 24 か月) (2)1 及び2(1)の12か月の合計額は、研修生1人に対し1年目及び2年目 1,200,000 円(※)を上限とする。 ※令和2年度以降採択の研修生が多様な人材である場合、1,500,000 円。ただし、研修生が農業法人等の代表者の親族(3親等以内)である場合を除く。
--	--	--	--	---	---

			こと。ただし、研修生が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等（以下「多様な人材」という。）である場合、及び研修生の死亡や天災その他やむを得ない事情であると事業実施主体が認めた場合は、過去に受け入れた研修生から除くことができるものとする。 12 農業の「働き方改革」について、具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、従業員と共有すること。ただし、既に作成している類似の計画があり、従業員と共有している場合はこの限りでない。 13 同一年度内で新たに採択する研修生は、農業部門に常時 10 人以上の従業員がいる事業体にあつては、国版「農の雇用事業」等の採択者と合わせて2人以内、農業部門に常時 20 人以上の従業員がいる事業体にあつては、国版「農の雇用事業」等の採択者と合わせて1人以内であること。 14 従業員が6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10 日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続勤務年数1年ごとに、その日数に1日（3年6か月以降は2日）を加算した有給休暇を総日数が 20 日に達するまで付与すること。 15 以下の全ての項目について、就業規則若しくはこれに準ずるものに規定している、又は研修開始後1年			
--	--	--	--	--	--	--

			以内に新たに規定すること。 (ア)労働時間が6時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。 (イ)毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を確保すること。 16 以下の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる、又は研修開始後1年以内に新たに取り組むこと。ただし、(イ)については、既に取り組んでいる、又は研修開始後の翌決算期までに取り組むこと。 (ア)就業規則又はこれに準ずるもの(労使協定の締結含む。)に年間総労働時間(所定労働時間及び残業時間の合計)を2,445時間以内とすることを規定すること。 (イ)従業員の人材育成及び評価の仕組みを整備すること。 (ウ)農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。 17 その他鳥取県農業農村担い手育成機構が定める採択基準を満たす者であること。 18 3年目の研修計画を提出する場合は、当該研修生が2年目研修終了までに全国農業会議所が実施する農業技術検定2級の学科試験に合格すること。 19 3年目の研修計画を提出する場合は、本事業または国版「農の雇用事業」等の2年間の研修を修了見込みであること。			
--	--	--	---	--	--	--

3 農業コ ラボ研修 事業	この事業は、雇用受け皿拡大と地域産業維持のため、農業で通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修(出向研修含む。)等を行う事業とする。	農業法人等の経営体、食品加工業者等	本事業の対象となる者は、1または2のいずれかの要件を満たす者とする。 1 農業法人等の経営体 次の(1)から(2)の要件を全て満たし、他産業との連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。 (1)農業を営む事業体(農業法人、農業者等)又は農作業受託を行う事業体で、助成期間終了後も研修生を継続雇用すること。 (2)別表「2 未来を託す農場リーダー育成事業」研修実施主体の要件のうち2から11の要件を満たし、他産業と連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。 2 食品加工業者等の経営体 次の(1)から(6)の要件をすべて満たし、農業との連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。 (1)別表「2未来を託す農場リーダー育成事業」研修実施主体の要件のうち4から9の要件を満たすこと。 (2)県産農林水産物(飲料水を除く)の加工を行っている事業体で助成期間終了後も研修生を継続雇用できる経営内容であること。 (3)新たに食品加工に就く者を正規雇用(パート、季節雇用、アルバイトを除く。)すること。 (4)事業の対象となる研修生の雇用により、事業所または採用部門で正規雇用者数が純増となること。 (5)農業部門への従事に必要な技術等を習得させるための研修を行うことができること。 (6)研修生が製造等に従事する加	本事業の対象となる研修生は、次の要件をすべて満たす者とする。 1 就業意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就業する意思がある県内在住者とする。 2 新たに農業法人等、食品加工業者等に採用する者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。 3 農業就業に必要な健康状態であること。 4 過去の農業就業期間が5年未満(過去に従事した農業の営農類型(耕種・畜産の別)が本事業で従事する営農類型と異なる場合にはこの限りでない)等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。 5 新たに農業法人等に正社員として採用された者で採用されてから4か月以上12か月未満の者であること。 6 正社員としての採用時の年齢が65歳未満である者。	1 新規就業者への研修実施に対する助成 (1)教育研修助成金 農業法人等の指導者が研修生に対して、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する指導を行うことへの助成金で、1時間当たり2,400円(※)を上限とする。 ※複数の研修生に対し集合研修を行った場合は研修生の人数で割った金額とする。なお、研修期間中に1人の指導者が指導できる研修生は、過去に採択した研修生を含めて3人までとする。 (2)外部講師等謝金 研修を実施する農業法人以外の先進的な農業法人等、又は、専門的な知識を有する者が研修生に対して指導を行う際の謝金 (3)旅費 研修生に対する研修実施に必要な交通費 (4)雇用保険料、労働者災害補償保険料 研修実施に当たって研修生を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料 2 指導者研修費 農業法人等の研修指導者等が人材育成や労務管理等	1 研修助成金 (上限額) 月額97,000円 2 指導者研修費 (1)指導者研修費上限額36,000円/12か月
------------------------------	---	--------------------------	---	---	---	---

			工食品が、次のいずれかに該当すること ①原材料に鳥取県産の農林水産物（飲料水を除く）を用いる加工食品 ②地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品 ③鳥取県独自の新技術を用いて作られる加工食品		の知識を習得するため、専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金、テキスト購入費、研修に必要な交通費	（最大 24 か月） （2）1 及び 2（1）の 12 か月の合計額は、研修生 1 人に対し 1 年目及び 2 年目 1,200,000 円を上限とする。
--	--	--	---	--	--	---